

## 新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆さまへ

### 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者の皆さまを対象に、保険料のお支払いにつきまして、一定期間の猶予措置を設ける特別措置を実施いたしております。

この度、2020年5月31日までとさせていただいておりました特別措置の適用期間を2020年9月30日まで延長させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

#### — 特別措置のご案内 —

弊社では、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者の皆さまを対象に、保険料のお支払いにつきまして、一定期間の猶予措置を設ける特別措置を実施いたします。特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までご連絡ください。

#### ■ 弊社担当窓口

フリーダイヤル:0120-004-593 (受付時間: 平日 9:30~17:00)

(保険料の支払猶予について)

対象地域	特別措置の開始日	保険料支払猶予 (特別措置の開始日から6ヵ月後の末日)
地域の限定は行いません	2020年3月13日	2020年9月30日まで

以上